

社会保障制度の概要

- I 社会保障制度の体系
- II 公的扶助の概観
- III 社会手当の概観

2022年9月

株式会社 久保総合研究所

年金数理人 久保知行

(教科書『身につく役立つ社会保障』第1章に対応)

I 社会保障制度の体系

教2

<社会保障とは>

望ましくないことが発生する可能性のことを**リスク**という。私たちの人生には、自分や家族の**病気、障害、失業、死亡**など様々なリスクが潜んでおり、自立した生活が困難になるリスクを抱えている。

健康で長生きすることは望ましいことであるが、誰にも自分の寿命はわからないため、老後の生活費が不足するリスクもある。また、将来の経済状況や社会状況の中には予測することが不可能な領域もある。

このような、個人のみでは備えることに限界がある生活上のリスクに対して、幾世代にもわたる**社会全体**で助け合い、支えようとする仕組みが**社会保障制度**である。

<出所:厚生労働省「社会保障テキスト」>

<社会保障のあり方>

ゆりかごから墓場まで “From the Cradle to the Grave”

「ゆりかごから墓場まで」は、第二次世界大戦後の英国における社会保障政策のスローガン

これは、国民の生活を生涯にわたって支える社会保障制度のあり方を分かりやすく譬えた言葉で、日本を含めた各国の社会保障政策の指針となった。

<出所:「厚生労働白書(平成24年版)」第3章第1節コラム>

＜社会保障の定義＞

教4,54-55

日本国憲法第25条(生存権保障)

第1項 すべて国民は、健康で文化的な**最低限度の生活**を営む権利を有する。

第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

社会保障制度審議会1950年「社会保障制度に関する勧告」

「疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もって全ての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」

社会保障制度審議会1993年「社会保障将来像委員会第一次報告」

「国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民にすこやかで安心できる生活を保障することを目的として、**公的責任で生活を支える給付を行うもの**」

＜出所：「厚生労働白書(平成29年版)」第1章第1節＞

< 社会保障の目的と機能 >

教2-4

目的の変化

「最低限度の生活の保障」



「広く国民に安定した生活を保障するもの」

機能

①生活安定・向上機能

生活のリスクに対応し、国民生活の安定を実現するもの

②所得再分配機能

社会全体で、低所得者の生活を支えるもの

③経済安定機能

経済変動の国民生活への影響を緩和し、経済を安定させる機能

< 出所:「厚生労働白書平成29年版」第1章第1節 >

<所得再分配機能の区分>

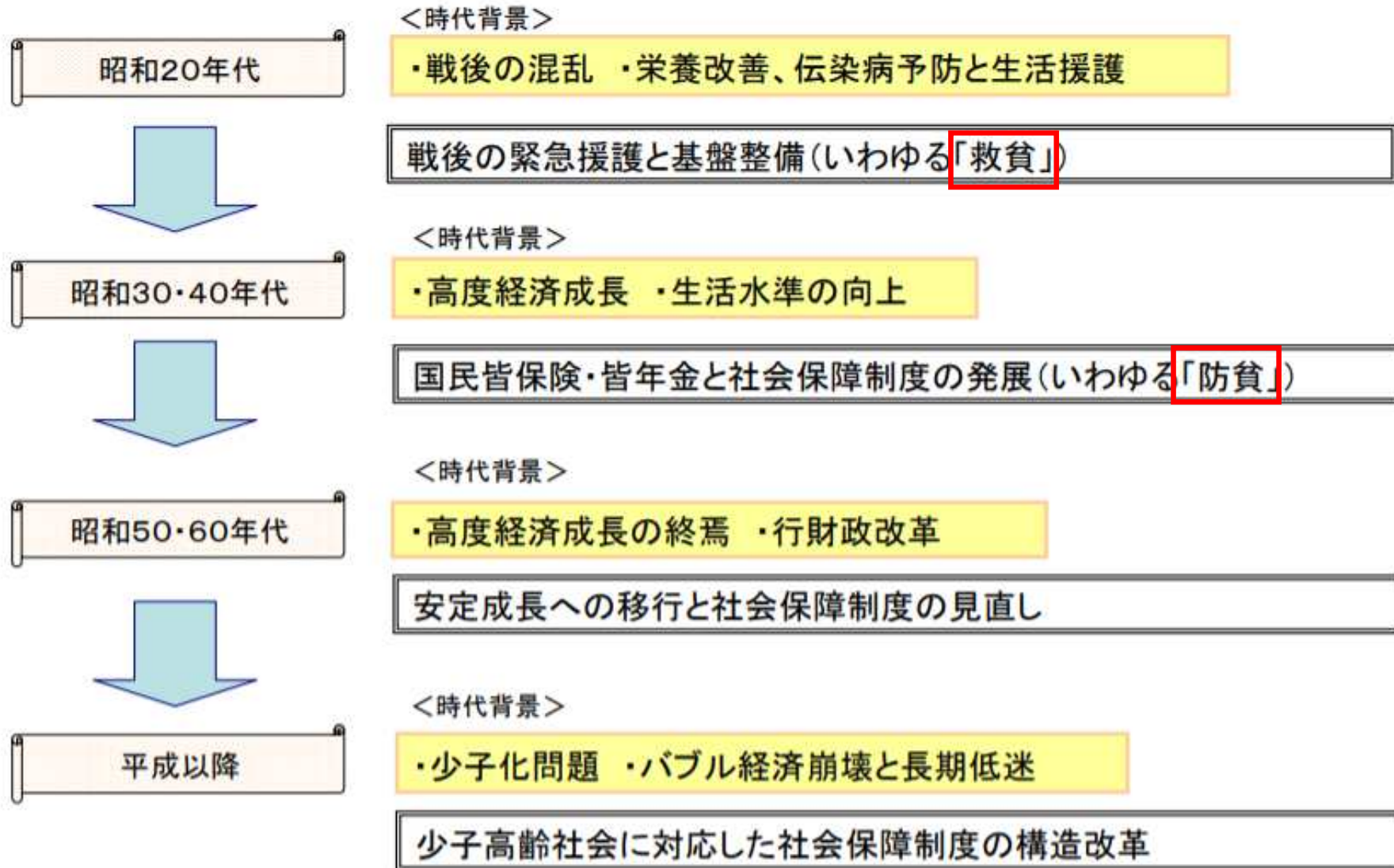
垂直的再分配	高所得者層から低所得者への再分配。 生活保護が代表的。 税の中でも累進的な所得税では垂直的再分配機能が高い。
水平的再分配	同一所得階層内での再分配。 加入者の保険料財源を傷病者の治療費にあてる 医療保険制度などが代表的。

<出所:『身につく役立つ社会保障』図表1-3>

<「救貧」と「防貧」>

教5-6,53-58

社会保障制度の変遷



<出所:厚生労働省政策レポート「戦後社会保障制度史」>

第3-3-3図 「自助」「共助」「公助」のイメージ図

社会保障制度は、概ね、共助が防貧を、公助が救貧を負担

分類	担い手	対応制度						制度の役割
		年金	医療	介護	雇用	労災	生活保護	
自助	本人	-	-	-	-	-	-	-
共助	公共機関	公的年金	公的医療保険	介護保険	雇用保険	労災保険	-	防貧
公助	公共機関	-	-	-	-	-	生活扶助・医療扶助等	救貧

公的制度による社会保障

(備考) 民間保険等が、政府が運営する年金・医療・介護等の社会保障制度を補完する役割を果たしている。

< 出所：内閣府「平成24年度 年次経済財政報告」第3章第3節 >

https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je12/pdf/p03032_1.pdf

＜社会保障制度の体系(社会保険が中核)＞

広義の 社会保障	狭義の 社会保障	社会保険	年金保険、医療保険、介護保険 労働者災害補償(労災)保険、雇用保険
		公的扶助	生活保護
		社会福祉	社会手当…児童手当など 社会サービス…障害者、高齢者、児童 ひとり親家庭に対する支援 など
		公衆衛生	感染症対策、麻薬対策、上下水道整備・遠泳、 廃棄物処理 など
		恩給	文官恩給、軍人恩給 など*
		戦争犠牲者援護	戦没者遺族年金 など*
関連制度		住宅政策	公営住宅建設など
		雇用政策	失業対策事業など

*新規の受給者発生はない

＜出所:『身につく役立つ社会保障』図表1-1＞

< 社会保障の区分 >

仕組み		給付		金 銭
		福祉サービス	医療サービス	
社会保険	医療保険	×	◎	○
	介護保険	◎	○	×
	年 金	×	×	◎
	雇用保険	×	×	◎
	労災保険	○	◎	◎
生活保護		○	○	◎
社会福祉	児童福祉	◎	×	×
	障害者福祉	◎	×	×
	児童手当	×	×	◎
	児童扶養手当	×	×	◎
	特別児童扶養手当	×	×	◎

(注) 基本的な給付に着目して整理。○は給付あり。◎は中心的給付。×は給付なし。

< 出所:『はじめての社会保障(第17版)』序章冒頭の図 >

< 社会保障の分類 >

教5-7

社会保障制度は、国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネット。
社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生からなり、人々の生活を生涯にわたって支えるものである。

① 社会保険(年金・医療・介護)

国民が病気、けが、出産、死亡、老齢、障害、失業など生活の困難をもたらすいろいろな事故(保険事故)に遭遇した場合に一定の給付を行い、その生活の安定を図ることを目的とした強制加入の保険制度

- 病気やけがをした場合に誰もが安心して医療にかかることのできる医療保険
- 老齢・障害・死亡等に伴う稼働所得の減少を補填し、高齢者、障害者及び遺族の生活を所得面から保障する年金制度
- 加齢に伴い要介護状態となった者を社会全体で支える介護保険 など

② 社会福祉

障害者、母子家庭など社会生活をする上で様々なハンディキャップを負っている国民が、そのハンディキャップを克服して、安心して社会生活を営めるよう、公的な支援を行う制度

- 高齢者、障害者等が円滑に社会生活を営むことができるよう、在宅サービス、施設サービスを提供する社会福祉
- 児童の健全育成や子育てを支援する児童福祉 など

③ 公的扶助

生活に困窮する国民に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助けようとする制度

- 健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する生活保護制度

④ 保健医療・公衆衛生

国民が健康に生活できるよう様々な事項についての予防、衛生のための制度

- 医師その他の医療従事者や病院などが提供する医療サービス
- 疾病予防、健康づくりなどの保健事業
- 母性の健康を保持、増進するとともに、心身ともに健全な児童の出生と育成を増進するための母子保健
- 食品や医薬品の安全性を確保する公衆衛生 など

※これらの分類については、昭和25年及び昭和37年の社会保障制度審議会の勧告に沿った分類に基づいている。

< 出所：厚生労働省政策レポート「戦後社会保障制度史」 >

<社会保険の特徴>

国家責任、国家管理: 保険の運営主体が地方公共団体や公的団体(健康保険組合など)であっても、最終的な責任は国家にある。

公的負担: 保険制度の管理運営に要する費用は基本的に国家が負担する。また、財源として国や地方公共団体の一般財源(公費)が投入されることがある。

強制加入: 疾病等の想定される貧困に陥る危険性のある生活上の問題にあらかじめ備える制度であるから、対象者をもれなく強制加入させる必要がある。このため加入者の範囲を法律で定め、当事者の任意の加入脱退を認めない。これが社会保険の最大の特徴であるといえることができる。

負担能力に応じた保険料設定: 低所得者など負担能力が低い人も保険に加入するため、加入者のリスクの大きさよりは、負担能力に応じて保険料が設定される。さらに、制度によっては保険料免除や猶予の仕組みもある。

<出所:『身につく役立つ社会保障』第1章第1節3>

＜社会保険と民間保険との対比＞

	社会保険	民間保険
適用	強制適用（強制加入）	任意加入
給付水準	最低保障、従前所得の保障	個人の希望と支払い能力に応じてより高い水準が可能
原理	社会的妥当性を強調（社会連帯、扶助原理）	個人的公平性を強調（保険原理、貢献原理）
権利の根拠	法律で定められ変更可能（制度的権利）	契約により確定し、契約者の同意なく変更できない
市場	政府の独占	民間企業の競争
費用	多くの場合公費補助（負担）あり	保険料のみ
費用予測	正確な予測は必ずしも必要ない	より正確な予測が必要
財政方式	年金では、強制加入により新規加入者が確保され制度の継続が保障されるため完全な積立ては不要で賦課方式も可能	完全な積立てが必要
経済変動への適応力	年金では、給付額の物価／賃金スライドも可能でインフレに強い	インフレがあると給付価値が減少
人口変動への適応力	年金では、賦課方式は少子高齢化により後世代の負担が増加	完全積立てのため人口構成の変化の影響を受けない

出所：椋野美智子・田中耕太郎『はじめての社会保険』[第9版]（有斐閣アルマ、2012年）

＜出所：厚生労働省：平成24年版白書第3章第3節＞

Ⅱ 公的扶助の概観

教8-9

公的扶助制度は社会保障制度の一つとして、社会保険制度と並び国民・住民生活を保障するものである。**社会保険制度**は、生活上の困難がもたらす一定の事由（保険事故）に対して、保険技術を用い、被保険者があらかじめ保険料を拠出し、保険者が給付を行う公的制度であり、**防貧的機能**を有している。それに対して、**公的扶助制度**は、国民の健康と生活を最終的に保障する制度として位置づけられ、その特徴として、貧困・低所得者を対象としていること、最低生活の保障を行うこと、公的責任で行うこと、資力調査あるいは所得調査をとることも、租税を財源としていること、救貧的機能を有していることなどが挙げられる。

公的扶助制度は、大きくは、資力調査を要件とする**貧困者対策**と、所得調査（制限）を要件とする**低所得者対策**の二つがある。前者の貧困者対策には、**生存権を実現する生活保護制度**がある。生活に困窮している国民すべてに対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、その上で積極的にそれらの人々の社会的自立を促進する相談援助・支援活動を行うよう定められている。後者の低所得者対策には、**公的扶助と社会保険の中間的性格を持つ社会手当制度**、民生委員の相談援助活動を通して資金の貸付を行う生活福祉資金貸付制度、低所得層を中心に住宅を提供する公営住宅制度等がある。

<出所：内閣府「ユースアドバイザー養成プログラム」第4章>

<生活保護制度の基本原理・原則>

教8-9

国家責任による最低生活保障の原理：国は、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。

保護請求権無差別平等の原理：性別、社会的身分等はもとより、生活困窮におちいった原因を一切問わず、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済状態だけに着目して行います。

健康で文化的な最低生活保障の原理：憲法で定められた、健康で文化的な生活水準を維持することができる、最低限度の生活が保障されます。

保護の補足性の原理：自分の資産、能力、その他あらゆるものを活用し、さらに私的扶養及び他の法律による給付を優先して活用し、それでも最低限度の生活が維持できない場合、その不足分を補います。

申請保護の原則：保護は、要保護者、その扶養義務者またはその他の同居の親族の申請に基づいて開始されます。

基準及び程度の原則：保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭または物品で満たすことができない不足分を補う程度において行います。

必要即応の原則：保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人または世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行います。

世帯単位の原則：保護は、世帯を単位として、必要かどうかの判断や、保護の程度の決定をします。

<出所：『身につく役立つ社会保障』第1章第2節>

<生活保護制度の概要①>

○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

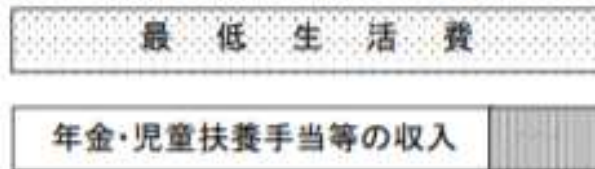
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

自立の助長

支給される保護費

- ・ケースワーカーの月1回の家庭訪問等による就労指導
- ・福祉事務所とハローワークの連携強化
- ・福祉事務所への就労支援員の増配置

<出所:「生活保護制度の概要等について」p2>

<生活保護制度の概要②>

○ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(生活保護法第8条第2項)

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

※勤労控除：就労収入のうち一定額を控除する仕組みであり、就労収入額に比例して控除額が増加。

⇒ 就労収入15,000円までは全額控除、全額控除以降の控除率は10%

○ 保護の実施機関と費用負担

- ・ 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（保護の実施機関）が実施。
- ・ 保護の実施機関は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- ・ 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

<出所：「生活保護制度の概要等について」p3>

最低生活保障水準の具体的事例(令和3年4月現在)

3人世帯(夫婦子1人世帯)【33歳・29歳・4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	158,760	153,890	149,130	149,130	142,760	139,630
住宅扶助(上限額)	69,800	44,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合計	228,560	197,890	205,130	195,130	184,760	181,630

高齢者単身世帯【68歳】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	77,980	74,690	70,630	70,630	67,740	66,300
住宅扶助(上限額)	53,700	34,000	43,000	35,000	32,000	32,000
合計	131,680	108,690	113,630	105,630	99,740	98,300

高齢者夫婦世帯【68歳・65歳】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	121,480	117,450	113,750	113,750	109,810	106,350
住宅扶助(上限額)	64,000	41,000	52,000	42,000	38,000	38,000
合計	185,480	158,450	165,750	155,750	146,810	144,350

母子3人世帯【30歳・4歳・2歳】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	190,550	185,750	179,270	179,270	171,430	168,360
住宅扶助(上限額)	69,800	44,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合計	260,350	229,750	235,270	225,270	213,430	210,360

※ 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都港区、1級地-2：福山市、2級地-1：豊谷市、2級地-2：荒尾市、3級地-1：柳川市、3級地-2：きぬき市とした場合の上限額の例である。

※ 令和3年4月現在の生活保護基準により計算。

※ 児童養育加算、母子加算、冬季加算(1区のみ)を含む。

<出所:「生活保護制度の概要等について」p11>

(参考)



柏木 ハルコ

『健康で文化的な最低限度の生活』

現在第11巻まで発刊 (ビッグコミックス)

生活保護制度を題材とした珍しいマンガで、
テレビドラマ化もされた。

イメージ的に分かりやすい。

「ピッコマ」で無料閲覧が可能とされている。

<https://piccoma.com/web/product/5596?etype=episode>

Ⅲ 社会手当の概観

教10-12

社会手当は、社会保険と公的扶助（生活保護制度）の中間的性格を持つ、無拠出の、すなわち保険料などを納めなくても受け取ることができる、現金給付を指している。それは、**所得制限のある選別的手当**と所得制限のない普遍的手当に分かれ、わが国の支給する社会手当は、恩給や戦争犠牲者援護などを除き、選別的手当である。

手当名称	支給対象	受給資格者
児童手当	中学校修了までの国内に住所を有する児童(15歳に到達後の最初の年度末まで)	監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等
児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)	監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者(祖父母等)。
特別児童扶養手当	20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童	監護、養育している父母等
特別障害者手当	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者	
障害児福祉手当	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者	

<出所：内閣府「ユースアドバイザー養成プログラム」第4章>

<児童手当制度の概要>

制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する ・ 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する		
対象児童	国内に住所を有する中学校修了まで (15歳に到達後の最初の年度末まで) の児童(住基登録者:外国人含む) ※対象児童1660万人 (30年度年報(31年2月末))	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監護・生計同一(生計維持)要件を満たす父母等 ※所得制限限度額(年収ベース) 960万円(夫婦と児童2人の場合) ・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等
手当月額 (一人当たり)	0~3歳未満 3歳~小学校修了まで 中学生 所得制限限度額以上	一律15,000円 第1子・第2子:10,000円 一律10,000円 一律5,000円(特例給付)	第3子以降:15,000円
支払月	毎年2月、6月、10月(前月までの4か月分を支払)		
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施		
費用負担	国、地方(都道府県・市区町村)、事業主拠出金で構成 ※事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当		
給付総額	令和2年度予算:2兆929億円 〔国負担分:1兆1,496億円、地方負担分:5,748億円 事業主負担分:1,765億円、公務員分:1,919億円〕		

<出所:内閣府HP (<https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/gaiyou.html>)>

(児童手当制度の改定)

児童手当法に基づく特例給付の対象者に係る所得上限の設定

趣旨・改正の内容

児童手当法

児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。

- 世帯合算は導入せず、主たる生計維持者の所得で判断
- 年収1,200万円*以上の者への特例給付を廃止

(*子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合。扶養人数に応じた所得額は政令で定める。)

- 施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年10月支給分から適用。

(併せて、毎年受給者に提出を求めている現況届の届出義務を廃止し、受給者の負担軽減を図る。 ※児童手当法施行規則改正予定)



<出所: 内閣府HP (https://www.cao.go.jp/houan/pdf/204/204_2gaiyou.pdf)>

<児童扶養手当制度の概要>

教11-12

1. 目的 離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る（平成22年8月より父子家庭も対象）。										
2. 支給対象者 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。										
3. 支給要件 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。										
4. 手当額 <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:30%;">月額（令和4年4月～）</td> <td style="width:30%;">・全部支給：43,070円</td> <td style="width:30%;">・一部支給：43,060円～10,160円</td> </tr> <tr> <td>加算額（児童2人目）</td> <td>・全部支給：10,170円</td> <td>・一部支給：10,160円～5,090円</td> </tr> <tr> <td>（児童3人目以降1人につき）</td> <td>・全部支給：6,100円</td> <td>・一部支給：6,090円～3,050円</td> </tr> </table>		月額（令和4年4月～）	・全部支給：43,070円	・一部支給：43,060円～10,160円	加算額（児童2人目）	・全部支給：10,170円	・一部支給：10,160円～5,090円	（児童3人目以降1人につき）	・全部支給：6,100円	・一部支給：6,090円～3,050円
月額（令和4年4月～）	・全部支給：43,070円	・一部支給：43,060円～10,160円								
加算額（児童2人目）	・全部支給：10,170円	・一部支給：10,160円～5,090円								
（児童3人目以降1人につき）	・全部支給：6,100円	・一部支給：6,090円～3,050円								
5. 所得制限限度額（収入ベース） ※前年の所得に基づき算定。 ・全部支給（2人世帯） 160万円 ・一部支給（2人世帯） 365万円	6. 支払期月 ・1月、3月、5月、7月、9月、11月									
7. 受給者数（令和3年3月末現在） 877,702人（母：829,949人、父：43,799人、養育者：3,954人）										
8. 予算額（国庫負担（1/3）分） 令和4年度予算 1,617.7億円										
9. 手当の支給主体 支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村										
10. 改正経緯 ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施） ②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施） ③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施） ④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）										

<出所：厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/content/000945592.pdf>)>

<特別児童扶養手当の概要>

1 目的

精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的にしています。

2 支給要件

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。

3 支給月額(令和4年4月より適用)

1級 52,400円 2級 34,900円

4 支払時期

特別児童扶養手当は、原則として毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが支給されます。

5 所得制限

受給資格者(障害児の父母等)もしくはその配偶者又は生計を同じくする扶養義務者(同居する父母等の民法に定める者)の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

6 支給手続

住所地の市区町村の窓口へ申請してください。

<出所:厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/huyou.html>)>

<障害児福祉手当の概要>

1 目的

重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。

2 支給要件

精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給されます。

3 支給月額(令和4年4月より適用) 14,850円

4 支払時期

障害児福祉手当は、原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。

5 所得制限

受給資格者(重度障害児)の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者(同居する父母等の民法に定める者)の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

6 支給手続

住所地の市区町村の窓口へ申請してください。

<出所:厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/hukushi.html>)>

<特別障害者手当の概要>

1 目的

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的にしています。

2 支給要件

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給されます。

3 支給月額(令和4年4月より適用) 27,300円

4 支払時期

特別障害者手当は、原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。

5 所得制限

受給資格者(特別障害者)の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者(同居する父母等の民法に定める者)の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

6 支給手続

住所地の市区町村の窓口へ申請してください。

<出所:厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/tokubetsu.html>)>

< 参照資料 >

棕野美智子・田中耕太郎『はじめての社会保障(第17版)』(有斐閣アルマ)

厚生労働省

社会保障テキスト

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000051472.html>)

厚生労働白書

平成24(2012)年版(社会保障を考える)

(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/12/>)

平成29(2017)年版(社会保障と経済成長)

(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/17/>)

政策レポート「戦後社会保障制度史」

(<https://www.mhlw.go.jp/seisaku/21.html>)

社会保障審議会生活保護基準部会

「生活保護制度の概要等について」(2021年4月27日参考資料)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000771098.pdf>)

日本年金機構「知っておきたい年金のはなし」

(<https://www.youtube.com/watch?v=ZxBrrUVIIGE>)